

国立大学法人愛媛大学有期契約職員等給与規程

平成23年4月1日
規則第16号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則（以下「有期契約職員就業規則」という。）第20条及び国立大学法人愛媛大学短期契約職員就業規則（以下「短期契約職員就業規則」という。）第14条の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学の有期契約職員（有期契約職員就業規則第9条の2の規定により、有期契約職員から期間の定めのない労働契約に転換した者を含む。以下同じ。）及び短期契約職員（以下「契約職員」という。）の給与に関し定めるものとする。

(有期契約職員の給与の区分)

第2条 日契約職員の給与は、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、研究代表者等特別手当、宿日直手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 時間契約職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、研究代表者等特別手当、宿日直手当、時間外勤務手当及び夜勤手当とする。

3 基本給は、日契約職員にあっては日給、時間契約職員にあっては時間給とする。

(短期契約職員の給与の区分)

第3条 短期契約職員の給与は、基本給、通勤手当及び時間外勤務手当とし、基本給は時間給とする。

第2章 給与の支給

(給与の支給日)

第4条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとし、基本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、宿日直手当、時間外勤務手当及び夜勤手当は、勤務したその月の分を翌月17日に、研究代表者等特別手当は一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項及び第2項に規定する常勤職員の例に準じて支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、給与規程第4条第2項に規定する常勤職員の例に準じて支給する。

(自宅待機を命ぜられた期間の給与)

第4条の2 有期契約職員就業規則第57条の2の規定により自宅待機を命ぜられた契約職員には、その自宅待機の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

(給与の支払)

第5条 給与の支払は、給与規程第5条に規定する常勤職員の例に準ずる。

(日割計算)

第6条 新たに契約職員になった者には、その日から月末まで勤務した期間の給与を翌月の支給日に支給する。

2 契約職員が退職（死亡した場合を含む。）し、又は解雇された場合は、その月の初日からその日まで勤務した期間の給与を翌月の支給日に支給する。

第3章 基本給

(有期契約職員の基本給の額)

第7条 有期契約職員の時間給の額及び日給の額は、次に掲げるところによる。

(1) 給与規程第7条第2項に規定する各俸給表（一般職員Ⅰ俸給表を除く。）を相当俸給表とする有期契約職員

イ 日契約職員 その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎とし

て、次の算式により算出した額の範囲内の額

$$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75} \times (\text{1日の所定労働時間数})$$

- ロ 時間契約職員 その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給月額を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額

$$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

- (2) 再雇用職員 給与規程第7条第2項に規定する俸給表の再雇用職員の区分における俸給月額を基礎として、次の算式により算出した時間給の額

$$\frac{\text{俸給月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

- (3) 非常勤講師、相談員、臨床相談研究員、部活動指導員、精神保健担当医、産業医、学校医、学校歯科医、健診看護師、学校薬剤師及び薬剤師レジデント 別表第1に掲げる時間給の額

- (4) SA（スチューデント・アシスタントをいう。）、TA（ティーチング・アシスタントをいう。）、GSI（グラデュエート・スチューデント・インストラクターをいう。）、RA（リサーチ・アシスタントをいう。）、研究支援員、修学支援員、チューター及び学生補助員 別表第2に掲げる時間給の額

- (5) 上級医員、専攻医、医員、研修医及び非常勤病院医師 別表第3に掲げる日給及び時間給の額

- (6) 事務補佐員、技術補佐員及び医療事務補佐員（第2号に掲げる再雇用職員を除く。） 別表第4に掲げる時間給又は日給の額

- (7) 医療クラーク 別表第5に掲げる時間給の額

- 2 有期契約職員のうち、給与規程第15条第1項に定める職員と同様の職務を行うものと認められる者で、かつ勤務命令等が常勤の職員の例により取り扱われている者については、その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる俸給の調整額を時間給又は日給の算出の基礎となる額に加算することができる。ただし、前項第7号に掲げる契約職員については、別表第4の専門職の区分による時間給の額又は日給の額とする。

- 3 医学部附属病院の医療技術補佐員のうち、看護師及び助産師の業務に従事する者並びに教育学部附属幼稚園の教育支援者のうち、幼稚園教諭の業務に従事する者については、その者を常勤職員として雇用した場合に受けることとなる看護職員特別手当又は幼稚園教諭特別手当の月額を時間給又は日給の算出の基礎となる額に加算することができる。

（短期契約職員の基本給の額）

第8条 短期契約職員の時間給の額は、別表第6のとおりとする。

（特別の場合の基本給）

第9条 前2条の規定にかかわらず、契約職員の採用が困難である場合その他特別の事由がある場合には、前2条に規定する時間給又は日給の額を超える額に決定することができる。

第4章 諸手当

（住居手当）

第10条 日契約職員（上級医員、専攻医、医員及び研修医を除く。）のうち、採用日から雇用更新終了予定日までの期間（以下「雇用予定期間」という。）が3月以上で、かつ、勤務日及び所定労働時間が常勤職員と同様の者については、住居手当を給与規程第20条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

（通勤手当）

第11条 契約職員のうち、雇用予定期間が1月以上の者については、通勤手当を給与規程第21条に定める常勤職員の例に準じて支給する。ただし、非常勤講師、相談員、臨床相談研究員、精神保健担当医、産業医、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、非常勤病院医師及び本学の学生であることを要件として雇用される職種の者には支給しない。

2 前項の支給に当たっては、交通機関利用者は、定期券又は1か月当たりの平均通勤所要回数に応じた回数券等の額を支給し、自動車等交通用具利用者が、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものは、通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を支給する。

(特殊勤務手当)

第12条 有期契約職員が給与規程第23条第2項別表第7に定める特殊勤務手当支給の対象となる作業等に従事した場合には、特殊勤務手当を給与規程第23条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

第12条の2 削除

第12条の3 削除

(研究代表者等特別手当)

第12条の4 研究代表者等特別手当は、給与規程第23条の12に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(宿日直勤務手当)

第13条 有期契約職員就業規則第34条の規定により有期契約職員に宿日直勤務を命じたときは、宿日直勤務手当を給与規程第25条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

(時間外勤務手当)

第14条 有期契約職員就業規則第38条及び短期契約職員就業規則第28条の規定により、契約職員に業務の都合で所定の労働時間を超えて勤務することを命じた場合には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務手当を給与規程第29条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

2 前項における勤務1時間当たりの給与額は、日契約職員の勤務1時間当たりの給与額にあっては、日給の額を1日の所定労働時間数で除して得た額、時間契約職員及び短期契約職員の勤務1時間当たりの給与額にあっては、時間給の額とする。

3 常勤職員の所定の労働時間に相当する時間内における時間外勤務については、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として算出した額を支給する。

(夜勤手当)

第15条 有期契約職員就業規則第33条の規定により有期契約職員に、業務の都合で午後10時から翌日の午前5時までの間に所定の労働時間として勤務することを命じた場合には、その間に勤務した全時間に対して、夜勤手当を給与規程第31条に定める常勤職員の例に準じて支給する。

2 前条第2項の規定は、夜勤手当の支給について準用する。

第5章 賞与

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する日契約職員（上級医員、専攻医、医員及び研修医を除く。）で、基準日における雇用期間（雇用予定期間も含む。）が引き続き6月以上である者に、給与規程第32条に定める常勤職員の例に準じて支給することができる。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、前条に規定する日契約職員に給与規程第33条に定める常勤職員の例に準じて支給することができる。

第6章 給与の計算

(給与の減額)

第18条 日契約職員が所定労働時間内において勤務しないとき（その勤務しない時間が、有給休暇として承認された場合を除く。）は、次の算式により計算した額を日給から減じて支給する。

$$\frac{\text{日給}}{1 \text{ 日の所定労働時間数}} \times (1 \text{ 日の所定労働時間のうち勤務しない時間数})$$

(端数計算)

第19条 第14条及び第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は夜勤手当の額並びに前条に規定する1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第20条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第7章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第21条 この規程に定めるもののほか、契約職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

2 この規程による契約職員の給与については、予算の範囲内で支給するものとする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 国立大学法人愛媛大学有期契約職員給与規程（平成21年規則第27号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

2 国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年規則第59号）の施行日（平成24年6月1日）に在職する有期契約職員のうち、施行日前に第7条第1項第1号若しくは第2号、同条第2項又は第3項の規定に基づき、時間給の額及び日給の額を決定された者の当該額については、平成24年度中は改定を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年規則第74号）の施行日（平成26年12月24日）をいう。次項において同じ。）に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(通勤手当に関する特別措置)

3 施行日に在職する第11条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じて通勤手当の額を改定するものとする。

(平成26年12月の勤勉手当に関する特別措置)

4 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成26年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成２８年規則第１０号）の施行日（平成２８年２月１７日）をいう。次項において同じ。）に在職する第７条第１項第１号及び第２号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

（平成２７年１２月の勤勉手当に関する特別措置）

- 3 施行日に在職する第１７条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成２７年１２月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２９年２月１４日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
（俸給月額に関する特別措置）
- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成２９年規則第１２号）の施行日（平成２９年２月１４日）をいう。次項において同じ。）に在職する第７条第１項第１号及び第２号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

（平成２８年１２月の勤勉手当に関する特別措置）

- 3 施行日に在職する第１７条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成２８年１２月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成２９年１０月１８日から施行し、平成２９年１０月１日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成２９年１２月２０日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。
（俸給月額に関する特別措置）
- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成２９年規則第８０号）の施行日（平成２９年１２月２０日）をいう。次項において同じ。）に在職する第７条第１項第１号及び第２号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

（平成２９年１２月の勤勉手当に関する特別措置）

- 3 施行日に在職する第１７条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成２９年１２月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成３１年１月２２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。
（俸給月額に関する特別措置）
- 2 施行日（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成３１年規則第３号）の施行日（平成３１年１月２２日）をいう。次項において同じ。）に在職する第７条第１項第１号及び第２号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

（平成３０年１２月の勤勉手当に関する特別措置）

- 3 施行日に在職する第１７条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で平成３０年１２月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(令和2年規則第6号)の施行日(令和2年1月27日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(令和元年12月の勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で令和元年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和2年3月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月8日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第14条に規定する幼稚園教諭特別手当並びに第12条の3の規定は令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月18日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(令和5年規則第2号)の施行日(令和5年1月24日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(令和4年12月の勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で令和4年12月の勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年1月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(令和6年規則第2号)の施行日(令和6年1月29日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(令和5年12月の期末手当及び勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第16条及び第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で令和5年12月の期末手当及び勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び別表第2の規定は令和6年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月29日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は令和6年4月1日から、別表第5の規定は令和6年7月1日から適用する。

(俸給月額に関する特別措置)

- 2 施行日(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(令和7年規則第9号)の施行日(令和7年1月29日)をいう。次項において同じ。)に在職する第7条第1項第1号及び第2号の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で常勤職員に準じてその基本給の額の算定の基礎となる俸給月額を改定するものとする。

(令和6年12月の期末手当及び勤勉手当に関する特別措置)

- 3 施行日に在職する第16条及び第17条の規定の適用を受ける契約職員には、予算の範囲内で令和6年12月の期末手当及び勤勉手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

区 分		時間給
非常勤講師	学部等担当	5,000円
	法文学部夜間主コース担当	5,300円
	附属学校担当	2,600円
	客員教授	8,300円
相談員(カウンセリング、人権問題相談等)		5,000円
相談員(就職相談、健康相談等)		2,500円
臨床相談研究員		2,000円
部活動指導員		1,600円
精神保健担当医		25,000円
産業医		20,000円
学校医、学校歯科医		4,400円
健診看護師		1,500円
学校薬剤師		1,400円
薬剤師レジデント		1,100円

備考

上記時間給にかかわらず、特別の事由がある場合には、それぞれの時間給を超えない範囲の額とすることができる。

別表第2

区 分		時間給
SA(スチューデント・アシスタントをいう。)		960円
TA(ティーチング・アシスタントをいう。)	修士課程(博士前期課程)在籍者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在籍者	1,300円
GSI(グラデュエート・スチューデント・インストラクターをいう。)	修士課程(博士前期課程)在籍者	1,400円
	博士課程(博士後期課程)在籍者	1,600円
RA(リサーチ・アシスタントをいう。)		1,300円
研究支援員	学部学生	960円
	修士課程(博士前期課程)在籍者	1,100円
	博士課程(博士後期課程)在籍者	1,300円
修学支援員		960円
チューター		960円
学生補助員	医学部附属病院における看護補助業務	1,000円
	上記以外の業務	960円

別表第3

区 分	日給	時間給
上級医員	21,500円	2,774円
医師又は歯科医師免許取得後 6年以上の専攻医又は医員	16,500円	2,129円
医師又は歯科医師免許取得後 3年以上6年未満の専攻医又は医員	15,500円	2,000円
医師又は歯科医師免許取得後 2年以上3年未満の専攻医又は医員	14,500円	1,870円
研修医	14,000円	1,806円
非常勤病院医師		6,000円

別表第4

号俸	時間給		日給		期末手当及び勤勉手当の基本給の月額に相当する額	
	1級	2級	1級	2級	1級	2級
	一般職	専門職	一般職	専門職	一般職	専門職
1	1,050	1,100	8,137	8,525	176,600	185,000
2	1,060	1,110	8,215	8,602	178,300	186,700
3	1,070	1,120	8,292	8,680	179,900	188,400
4	1,080	1,130	8,370	8,757	181,600	190,000
5	1,090	1,140	8,447	8,835	183,300	191,700
6	1,100	1,150	8,525	8,912	185,000	193,400
7	1,110	1,160	8,602	8,990	186,700	195,100
8	1,120	1,170	8,680	9,067	188,400	196,800
9	1,130	1,180	8,757	9,145	190,000	198,400
10	1,140	1,190	8,835	9,222	191,700	200,100
11	1,150	1,200	8,912	9,300	193,400	201,800
12	1,160	1,210	8,990	9,377	195,100	203,500
13	1,170	1,220	9,067	9,455	196,800	205,200
14	1,180	1,230	9,145	9,532	198,400	206,800
15	1,190	1,240	9,222	9,610	200,100	208,500
16	1,200	1,250	9,300	9,687	201,800	210,200
17	1,210	1,260	9,377	9,765	203,500	211,900
18	1,220	1,270	9,455	9,842	205,200	213,600
19	1,230	1,280	9,532	9,920	206,800	215,300
20	1,240	1,290	9,610	9,997	208,500	216,900
21	1,250	1,300	9,687	10,075	210,200	218,600
22	1,260	1,310	9,765	10,152	211,900	220,300
23	1,270	1,320	9,842	10,230	213,600	222,000
24	1,280	1,330	9,920	10,307	215,300	223,700
25	1,290	1,340	9,997	10,385	216,900	225,400
26	1,300	1,350	10,075	10,462	218,600	227,000
27	1,310	1,360	10,152	10,540	220,300	228,700
28	1,320	1,370	10,230	10,617	222,000	230,400
29	1,330	1,380	10,307	10,695	223,700	232,100
30	1,340	1,390	10,385	10,772	225,400	233,800
31	1,350	1,400	10,462	10,850	227,000	235,400
32	1,360	1,410	10,540	10,927	228,700	237,100

備考

- 1 採用時における適用号俸は、1号俸とする。
- 2 号俸は、勤務実績等に基づき改定することができる。改定に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 2級を適用とする有期契約職員は、専門的な知識、経験を必要とする業務に従事する者とする。
- 4 3に掲げる業務以外の業務に従事する有期契約職員は、1級を適用する。
- 5 予算の都合上、適用される号俸の額の範囲内の額とすることができる。

別表第5

号俸	時間給	号俸	時間給
1	1,100	26	1,350
2	1,110	27	1,360
3	1,120	28	1,370
4	1,130	29	1,380
5	1,140	30	1,390
6	1,150	31	1,400
7	1,160	32	1,410
8	1,170	33	1,420
9	1,180	34	1,430
10	1,190	35	1,440
11	1,200	36	1,450
12	1,210	37	1,460
13	1,220	38	1,470
14	1,230	39	1,480
15	1,240	40	1,490
16	1,250	41	1,500
17	1,260		
18	1,270		
19	1,280		
20	1,290		
21	1,300		
22	1,310		
23	1,320		
24	1,330		
25	1,340		

備考

- 1 採用時における適用号俸は、その者の職務歴、予算等を勘案し決定する。
- 2 号俸は、勤務実績等に基づき改定することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 予算の都合上、適用される号俸の額の範囲内の額とすることができる。

別表第6

区 分		時間給
短期契約職員	健康診断等における医師の業務	5, 000円
	講義、実験・実習等における指導・助言業務	4, 000円
	健康診断等における看護師・技師の業務	1, 500円
	その他の業務	960円

備考

上記時間給にかかわらず、特別の事由がある場合には、それぞれの時間給を超えない範囲の額とすることができる。